



事務連絡

令和2年4月13日

各 都道府県

消費生活協同組合主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課消費生活協同組合業務室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現する
ための在宅勤務等の推進について

標記について、別添のとおり、厚生労働大臣認可の消費生活協同組合及び同連合会（以下「組合」という。）に対して事務連絡を発出したので、各都道府県の所管組合に対する周知について、よろしくお取り計らい願います。

別 添

事務連絡

令和2年4月13日

各 厚生労働大臣認可
消費生活協同組合（連合会） 代表理事 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現する
ための在宅勤務等の推進について

令和2年4月7日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されたことを受けて、宣言の区域内では、既に多くの企業が在宅勤務などを実施していただいております。

しかし、この緊急事態を1ヶ月で終えるためには、最低7割、極力8割の、人と人との接触削減を何としても実現しなければなりません。そのためには、もう一段の、国民の皆様のご協力をいただくことが不可欠です。

多くの消費生活協同組合及び同連合会（以下「組合」という。）が、「事業の継続が求められる事業者」に該当する事業を行っていますが、当該対象であっても「三つの密」を避けるための取組みなど十分な感染防止策を講じつつ、業務を継続することを優先した上で、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らすこと、③やむを得ず出勤する者も時差出勤や社内での人の距離を十分にとるなど、最大限のご協力を改めてお願いします。

また、取引先などの関係者に対しても、必要に応じて、出勤者の数を減らすなどの上記の取組みを説明し、理解・協力を求めつつ、また、取引先などに出勤や対面での打ち合わせを求めないよう、お願いします。

貴組合におかれましては、上記内容を組合内に周知いただくようお願いいたします。

【参考】

- ◎ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）

<https://corona.go.jp/>

- ◎ 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00007.html